

野田市公告第229号

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の案の概要の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の案の概要を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月16日

野田市長 鈴木 有

- 1 都市計画の種類及び名称
都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
- 2 都市計画を変更（廃止）する土地の区域
野田市古布内字郷の一部の区域
- 3 縦覧期間
令和7年10月16日（木）から令和7年10月30日（木）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 4 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 5 意見書の提出期間
令和7年10月16日（木）から令和7年11月6日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。
ただし、意見書を提出できる方は、区域内の土地所有者か、地上権などを有する利害関係のある方です。
宛先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所都市計画課
- 7 公述の申出の方法及び期限等
 - (1) 公述の申出の方法
作成しようとする都市計画の案の概要について、公述（公聴会で意見を述べること。）を希望される方は、述べようとする御意見の要旨（8百字以内）と住所、氏名等を記載した書面（公述申出書）を市長宛てに提出

してください。

公述できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）及び利害関係のある方です。

なお、公述の申出がない場合、公聴会は開催しません。

(2) 申出期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月30日（木）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）

(3) 公述の申出に関する問合せ先

野田市建設局都市部都市計画課